

令和3年度 第3回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時：令和3年12月8日（水）9時49分～11時12分

場 所：江別市民会館 21号室

出席委員：10名

小内純子（会長）、尾形良子（副会長）、浦嶋昭三、工藤憲一郎、田中幸恵、早瀬美知子、五十嵐友紀子、大西順子、久保康弘、藤王ゆかり

欠席委員：2名

塩山慎一、三浦康之

事務局：5名

生活環境部 金子部長、斉藤次長

市民生活課 大橋参事（市民協働担当）、田中主査（市民協働担当）、佐藤主事

傍聴者：1名

次 第：1 開会

2 議事

（1）江別市パートナーシップの宣誓の取扱いについて

（2）性の多様性に関する職員ガイドラインについて

3 その他

4 閉会

小内会長	これより令和3年度第3回江別市男女共同参画審議会を開会いたします。 議事に入る前に、前回質問のありました避難所での入浴設備やトイレの整備状況及び障がい者やLGBT等への対応状況について、事務局から説明がありますのでお願いします。
事務局 （大橋参事）	前回の審議会で、江別市の避難所でお風呂やトイレがどの程度整備されているか、また、LGBT等の方を対象とした整備がされているかについてご質問がありました。危機対策・防災担当に確認した内容についてお答えいたします。 まず、江別市の避難所についてですが、災害時に開設する避難所として、江別市では、71か所の施設を対象に指定しています。公民館や体育館等の社会教育施設や小

	<p>中学校、そのほか地区センターや大学、お寺などにも協力いただいています。</p> <p>災害発生時には、災害の状況に応じて、指定避難所の中から順次開設すべき避難所を判断し、避難者を受け入れることとなりますので、トイレやシャワー設備等については既存の設備を使用することとなり、トイレの数や種類等については既存の施設に設置されたものが基本となります。</p> <p>もし、断水により水が使用できない際には、トイレに簡易便袋というビニール袋を設置して使用することとなります。また、非常用のトイレとして、段ボールトイレや自動ラップ式トイレ、トイレ用テントなどの備蓄品もあるため、既存のトイレが使用できない場合や不足する場合は、これらを設置することも可能です。</p> <p>市内の避難所において、多目的トイレがあるか、シャワーがあるか、というお尋ねには一概に回答することは難しいですが、市では、優先的に開設する避難所として、中央公民館、市民会館、青年センター、野幌公民館、東野幌体育館、大麻体育館の6か所を第一順位の避難所と考えており、そちらの施設を確認したところ、全ての施設に多目的トイレがございいます。また、青年センターと各体育館にはシャワーがございいます。</p> <p>避難所での生活が長くなり、既存の設備で不足する際には、仮設トイレを設置するほか、自衛隊や災害時協力協定企業等の協力を得てシャワー設備等を用意することとなります。</p> <p>避難所の運営につきましては、自助・共助の視点により、市と連携しながら自治会や自主防災組織の皆様を中心に円滑に進めていただけるよう、市では、避難所運営マニュアルを作成し、ホームページ等で公表しています。</p> <p>昨年度、このマニュアルの内容を改訂した中で、障がい者や女性、子ども、性的少数者の方など、多様なニーズに配慮する必要性について記載したほか、トイレは男性用、女性用、多目的トイレに分けるようにすることなども記載いたしました。</p> <p>避難所を開設する際には、女性やLGBTの方を含め、多様なニーズに配慮しながら、必要な設備を整えられるよう運営していくことが重要と考えています。</p> <p>また、本日配布いたしました避難所運営マニュアルのなかで、女性やLGBT等性的少数者の方への配慮している部分を赤枠で囲っていますので後ほどご確認いただければと思います。以上です。</p>
小内会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問などはございませぬか。</p>
	<p>(なし)</p>
小内会長	<p>それでは、次第2の議事に入ります。(1)江別市江別市パートナーシップの宣誓の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
事務局 (田中主査)	<p>江別市パートナーシップ宣誓の取り扱いについて説明します。事前にお送りしました資料1をご覧ください。</p> <p>こちらは、実際に制度を運用する際のルールとなる「江別市パートナーシップの宣</p>

誓の取り扱いに関する要綱」の原案です。

内容は、道内唯一の先行例である札幌市の要綱を参考とし、これまでの審議会で委員の皆さまからいただいたご意見も踏まえながら作成しています。なお、札幌市の要綱と内容が異なる部分のうち、主な相違点については赤字で示しています。

別紙の参考資料 1-①では、その主な相違点の内容について説明しています。また、参考資料 1-②は、札幌市の要綱の本文を参考としてお配りしています。

それでは、第 1 条から簡単に説明をいたします。資料 1 の 1 ページをご覧ください。

まず第 1 条では、この要綱の趣旨について記載しています。この中で「性的少数者」という語句が赤字になっています。札幌市では「性的マイノリティ」という表現になっていますが、江別市では従来から、あらゆる世代での理解のしやすさを考慮し、基本計画や啓発物においては日本語表記である「性的少数者」という語句を使用していることから、統一性を考慮した表記としました。

続いて第 2 条は、この要綱の中で使われる用語の意味を定義しています。

次に第 3 条では、パートナーシップの宣誓を行うことができる対象者の要件を規定しています。

このうち第 1 号の年齢要件について、札幌市では「20 歳以上」となっていますが、この要綱案では「成年に達していること」と規定しています。これは、民法改正により、来年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げとなることから、改正前後のどちらにも対応できる表現としました。

次に、第 2 号の住所要件では、転入予定について「3 か月以内」と期限を設けました。これは、虚偽や実態を伴わない者が宣誓をして、受領証を不正に取得することを防止するために記載しています。

次に第 4 号では、民法の規定により婚姻をすることができないとされている近親者については対象としないことについて規定しています。なお、札幌市の要綱には、この部分の記載はありません。

2 ページに進みまして、第 4 条では、宣誓する際の窓口での手続き方法や必要書類などを規定しています。

第 5 条では、職員が本人確認する場合の書類について規定しています。

第 6 条では、市が宣誓書等の提出を受け、不備がない場合は、受領証を交付することと定めています。

第 7 条では、受領証の再交付に関する手続きについて記載しています。

3 ページに進みまして、第 8 条では、受領証の返還義務が生じる場合について定めています。

このうち第 3 号では、一方又は双方が市外に転出したときは、受領証を返還しなければならないと規定していますが、括弧書きとして、一方が転勤や親族の介護などのやむを得ない事情で一時的に転出する場合で、もう一方が江別市に住み続ける場合は、返還を要しないこととしました。

ここで参考資料 1-①で 1 か所訂正がございます。3 番目の「受領証の返還」のところで、「宣誓者の一方又は双方が」と記載していますが、正しくは「宣誓者の一方が」となりますので、訂正をお願いします。

	<p>資料1に戻りまして、第9条は、通称名、つまり戸籍上の名前と異なる名前で、世間一般において使用し、通用している名前を使用できることを規定しています。</p> <p>続いて第10条は、個人情報については、江別市個人情報保護条例に基づいて取り扱うことを規定しています。なお、札幌市の要綱には、この記載はありません。</p> <p>続いて第11条は、不正な方法で受領証を取得した場合や、受領証を不正に使用した場合は、市が証明を取り消すことができ、その際は受領証を返還しなければならないことを規定しています。こちらも、札幌市の要綱には記載がありません。</p> <p>次に第12条は、市が受領した宣誓書の保存について規定しています。本人から廃棄の希望がない場合は、10年間保存することと定めています。</p> <p>最後に第13条は、この要綱に規定していないことで、運用上必要な事項については別に定めることを規定しています。</p> <p>なお、次のページ以降は、各種申請や受領証の様式の案となります。</p> <p>以上が要綱案の概要となります。内容や表現についてご検討いただき、ご意見やご指摘をいただきたいと思います。以上です。</p>
小内会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問があればお願いいたします。</p>
大西委員	<p>まず一点目、札幌市のものを参考にされたということで、札幌市が導入してから5年近くになりますよね。それで、連携という意味で、札幌市との情報交換をした機会があると思いますが、その際、札幌市が実施した中での成果や課題について、話す機会があったとしたら教えていただきたいです。</p> <p>二点目に、細かいことですが、自分では分からないので教えてほしいのですが、先ほど「性的少数者」という日本語を使うということでしたが、第2条の(1)は性的少数者について規定している項目ですが、いわゆるLGBTの方のことを指している内容で、ほぼイコールですよ。</p> <p>今は「クエスチョン」などが付いて、なかなかはっきりできない、または途中で変わることもあり得るということも聞いていますが、そういったことを考えると、こういう言葉の使い方で規定してしまうのは適切かどうか若干の疑問があるので、そのあたりを教えてほしい。</p> <p>それに関連して、北海道の人権施策の文章を読むと、その中では多様性を尊重するということを強調していて、その中でも各分野別のところでは「性的マイノリティ」という言葉を使っています。そのあたりの言葉の整合性というのが今後どうなっていくのか疑問があるので、そのことについてお聞かせください。</p> <p>それと、第3条の住所のことについてですが、どちらかが江別市に住まいがあればいいのではないかという意見もありますよね。これは同居が前提なのか、それとも江別市内で別居状態でもいいのか。</p> <p>また、3か月ということも、先ほど不正に取られることを考えてという言い方をされていましたが、はたしてそれがいいのか。3か月は短いのではないかと個人的には思うので、そのあたりどうなのか。問題がないのか。</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>それと、パートナーシップ制度は全国的にも広がりを見せてきていて、取り組んでいる自治体も増えてきているということをニュースで聞いています。その中で、いわゆる多様性を考えたときに、やはり家族形態も多様になってきていると思うんです。</p> <p>その時に、たとえば子どものことなど、色々な形態の中で、個人同士では解決できない部分がたくさん出てくる気がするので、そういう意味では、やはりファミリーシップといった方向性も、江別ではどうなのかと思っていたんですが、そういったことも当然視野に入れていかなければならないと考えている。そのあたりの江別市の展望というか、今回が無理だとしたら今後に向けてでも、そういった方向に臨むべきではないかと考えているので、もし見解があればお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>まず一点目、札幌市との連携に向けて、どのような状況であるかというご質問ですが、札幌市とは特にまだ具体的な話を進めている段階ではありません。江別でパートナーシップ制度を開始してから、今後のことについて相談していきたいと考えています。</p> <p>二点目、性的少数者の説明と日本語表記について、まず性的少数者という表現ですが、先ほどの説明のとおり、江別市では、従来からあらゆる世代での理解のしやすさを考慮し、基本計画や啓発物においては日本語表記である「性的少数者」という語句を使用しています。</p> <p>日本語表記につきましては、市民生活課で所管している自治基本条例の検討の際に行っているアンケートの回答においても、片仮名の言葉については毎回「意味が分からない」、「日本語にすべきである」という意見が多いことから、市民の意見を取り入れ、できるかぎり日本語での表記又は併記をしているところです。</p> <p>さらに、「マイノリティ」や「セクシャルマイノリティ」という言葉がまだ広く知られていない中で、特に高齢の方々には馴染みの薄い言葉であろうということから、江別市では日本語表記としています。</p> <p>また、定義の内容はこれだけでいいのかということにつきましては、委員の皆様のご意見を伺いながら、足りないところは足していきたいと考えていますので、この会議の中でご意見をいただければと思います。</p> <p>三点目、どちらかが江別市に住んでいけばいいのではないかというご意見ですが、前々回の書面会議の際にも、一方だけでいいのではないかというご意見はたくさん出ました。</p> <p>この部分につきましても、会議の中で審議し、ご意見をいただきながら決めていきたいと考えていますが、10月11日現在、全国で130の自治体がパートナーシップ制度を導入しています。その中で、だいたい7割から8割くらいは、双方が住んでいること、住所地であることを要件にしています。</p> <p>どちらか一方という要件にしているところは大阪府など関西から南の方が多いのですが、大阪府の場合は府で制度を導入していますので、府内であればどこでも適用できるということです。それと、近隣の京都市や兵庫県各市でも、どちらか一方という要件としている自治体はあります。</p> <p>江別市の案として、双方が江別市に住んでいることという要件につきましては、江</p>
-----------------------	--

	<p>別市に住んでいれば、他の人とパートナーシップの宣誓をしていないことが確認できるという点で、双方ということにしています。もし片方が江別市に住んでいない場合は、その確認がしっかり取れないと考えています。</p> <p>しかし、この点につきましても、委員の皆様からご意見をいただきまして、当事者の方にとって良い制度になるよう考えていきたいと思っています。</p> <p>次に、3か月以内の転入については、期限を設けないと、いつまで経っても市内に転入しないということも考えられますので、期限を設けて確認していくという形としました。</p> <p>なお、同居か別居かということですが、同居を要件にはしていません。江別市内に住んでいる方であれば、別居であっても宣誓はできることになっています。</p> <p>四点目、全国的に広がっている中で、パートナーシップだけでなくファミリーシップ制度も視野に入れてということでしたが、今後そのように広がっていく可能性もあるとは考えています。ただ、まずはパートナーシップ制度として始め、市民の理解の促進を図り、制度の利用者や当事者の方々の意見を伺いながら、次のステップとして検討していきたいと考えています。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。いくつか論点が出てきていますが、久保委員からも手が挙がっていましたので、ご意見をいただいてから論点を整理して、議論に入りたいと思います。</p>
久保委員	<p>大西委員の4番目の質問と同じなのですが、以前、明石市のファミリーシップ制度についてのことも挙げられていました。ということは、江別市はそれについても検討されていたと思います。なぜ、そこに踏み込まなかったのかということを知りたい。</p> <p>先ほどお答えがありましたが、実際に子どもを含めたことについて、本当にやらなくていいのかというのが率直な質問です。</p>
小内会長	<p>それについては先ほどお答えがあったので、後ほど論点として議論したいと思います。</p> <p>今のところ、大きく分けると、第2条の定義のこと、第3条の市内の居住が一方か双方かということと転入予定を3か月と区切ったこと、そしてファミリーシップまで視野に入れているかということ、以上の3つが大きな柱として挙がっていると思いますが、当面、それを話し合っていくという形でよろしいでしょうか。他に何かございますか。</p>
藤王委員	<p>第9条に通称名の使用とありますが、通称名というのは公的なサービスにも使えるのでしょうか。</p> <p>また、パートナーシップを宣誓したことで、自治体の公的なものが適用される場合はあるのでしょうか。ただ宣誓しただけで、実際には本人たちにとって何も利益がないというのなら、残念なことだと思うのですが。</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>通称名の使用については、本名を使わずに通称名を使っている方も中にはいらっしゃいますので、その名前を書いていただき、さらに戸籍上の名前も書いていただくということで、両方併記していただくこととなります。それをもって、受領証に通称名を記載することができることにしています。</p> <p>公的なサービスが使えるかどうかという点ですが、現在、庁内で調整中ですが、想定しているサービスとしては、まずは市営住宅の申込ができること。この点については、制度開始と同時に、次年度の4月からできるのではないかと考えております。</p> <p>その他につきましては現在調整中ですので、次回の審議会で案を出したいと考えています。</p>
<p>小内会長</p>	<p>ありがとうございました。次に五十嵐委員、お願いします。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>先ほど出たご意見と重複するかもしれませんが、まず一点目は、札幌市との協定について、まだ札幌市と打合せしていないとのことですが、今後、札幌市と江別市間で転居される方も多と思うので、一方の市で受領証を取得したら、どちらでも利用できるということも協定として検討していただけたらと思います。</p> <p>もう一点、行政サービスについて、各担当部署で検討中ということなので、市営住宅の申込もそうですが、ほとんどの病院で家族しか認められていない医療同意について、たとえば市立病院でパートナーであれば手術への同意ができるとか、特に医療に関してセンシティブな問題を耳にすることが多いので、そのへんを検討していただければと思います。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>札幌市との協定につきましては早めに調整していきたいと思いますが、制度開始の時点では難しいと思いますので、制度が始まってから札幌市と調整していきたいと考えております。</p> <p>病院に関しては、市立病院には依頼をしており、病院でも前向きに考えているようですが、現在調整中ですので、もう少しお待ちいただければと思います。</p>
<p>小内会長</p>	<p>それでは、その点も含めまして議論の中で取り上げたいと思います。</p> <p>まず一点目、定義について、特に(1)について何かご意見ありますでしょうか。</p>
<p>尾形副会長</p>	<p>(1)の書き方について、「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう」と、二者に限定して書かれているように見受けられません。</p> <p>私も最近知りましたし、きちんと文献で調べてはいませんが、中にははっきりとした性自認を持たずに生まれて育ったという、アセクシャルでしたか、ちょっと調べていなくて申し訳ないのですが、そういった方もパートナーシップを希望されることのないことはないと思いますので、役所的に「等」など入れると問題が出てくるのでそこは考えていかなければならないと思いますが、この二者に限定してしまうと、実はまだ声を上げられていないLGBTQでもない方々のことが抜けているのではないかと</p>

<p>小内会長</p>	<p>というところで意見を言わせていただきました。</p> <p>そのことが、現時点でまだ定かに表現されておらず、定義もしづらいということであれば、私の気付いた点に関しては今後の課題として今は流していただいて、今後、このことについて共有されてきた時点で判断していただいてもいいかなと思います。</p> <p>私から付け加えさせていただければ、私もそう思っていて、むしろ札幌市の定義のほうが良いような気がします。「典型的とされていない性自認と性的指向を持つ人をいう」というのは、色々なタイプの人が出てきても対応できるという点では、こちらのほうが良いのではないかと思います、そのあたりも含めて、お考えがあればお願いします。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>LGBTのみではなく、今はLGBTQとかQ+とか色々な言い方があり、たしかに性自認がどちらか分からない、どちらでもないという方もいらっしゃいます。そういった方々も性的少数者の定義に入りますので、そのような表現を考えていきたいと思えます。</p> <p>「典型的とされていない」という表現でもいいと思いますが、何か分かりやすい表現がありましたらご提案いただきたいと思えます。</p>
<p>大西委員</p>	<p>私が言いたかったのはそのことなんです。結局、このように規定してしまうと、やっぱり性というのは男、女の2つという印象をすごく受けます。</p> <p>異性というと、男に対して女とか、女に対して男とか、そのように限定されるし、先ほども言ったように、この説明でいくと、やはりLGBTのことを指しているんですよね。そうするとすごく狭い範囲になってくるので、それであれば札幌市の使い方のほうがもう少し広いのではないかな。</p> <p>言い方が適切かどうか分かりませんが、ファジーというか、まだはっきりしていない部分を、これでは許容できないのではないかなという気がするんです。そこが引っ掛かっていたので、二者択一でいくと札幌市の表現のほうがまだ良いのではないかな。</p> <p>分かるんです、日本語にというのは。やたら片仮名が多くて、色々なものを読むと分からないというのは分かるんです。ただ、だからそうするという理由にはならないような気がするんですけど。</p>
<p>小内会長</p>	<p>もしかすると、他のところでもっと良い表現があるかもしれません。他に何かご意見はございませんか。</p>
<p>久保委員</p>	<p>僕も良い表現はないんですけど、先ほどから言われている人、たとえばどちらでもないという人が、本当に不利益を被るのであれば是正しなければならない。これが江別市のまさに精神だと思うんですよね。</p> <p>そういう意味では、何か良い表現があればとは思いますが、やっぱり僕は明石市の制度が頭に残っているんですよね。あちらでは日本語ではないけれどもSOGIという言葉を使っていて、そういったことも含めて乗り越えていこうという気持ちが出</p>

	<p>ています。</p> <p>ですから、日本語のほうが良いという意見もあるのであれば、それもまた少し難しいけれどもやってもいいんじゃないかという気はするんですよね。大事なのは、それによって不利益を被る人をなくすことで、何とかしてほしいという気持ちはあります。</p>
小内会長	<p>ありがとうございました。他の方はどうでしょうか。</p>
早瀬委員	<p>新参者なので、少し理解が追いついていないと感じながらお聞きしていました。</p> <p>「性的少数者」という表現に関して、高齢者の方は日本語のほうがスッと入ってくるのかなと思います。若い方はやや疑問を持たれると思うので、括弧付けで「性的マイノリティ」と入れて、色々な方々すべてに理解していただくような方向に進められたら、不利益も皆さんがフォローしながら良い社会になっていけるのではないかと思います。</p> <p>そういった文章づくりは、公文書ではだめなものでしょうか。そこは私には分からないので。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>「性的マイノリティ」という言葉を使って、日本語を併記するということがよろしいでしょうか。そういった表記の仕方もあります。この部分では、「性的マイノリティ(少数者)」と表記するのか、「性的少数者(マイノリティ)」とするのか。</p>
事務局 (金子部長)	<p>「性的マイノリティ」という言葉は一般的になってきているので、皆さん仰るように、ここでその言葉を使うことによって、性的マイノリティのことだと分かるような書き方にすべきだと思いました。</p> <p>早瀬委員の言われたように、「性的少数者」という言葉の使い方も大事だと思いますので、(1)の定義の中で、「性的少数者」という言葉自体はそのまま残しつつ、説明の中で「性的マイノリティ等といわれる」といったような言葉を加えることで、イコールだと分かるようにすればよいのではないかと思います。</p> <p>また、限定される表現になっているということも確かだと思います。限定すると、考え方が変わる度に要綱を改正しなければなりませんし、この要綱は特定の人にサービスを与えるといったものではなく、どちらかという意識を高めるための要綱ですから、定義の部分を厳格にしなければならないものではないと思います。</p> <p>ですので、定義の中でできるだけ多様な人を含むような、札幌市の「典型的とされていない」というような表現も使いながら、できるかぎり弱い立場にある人を排除しないような表現になるように検討させていただき、後日皆さんに提案するという形としたいので、少し時間をいただきたいと思います。</p>
小内会長	<p>そのような形でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>了</p>

小内会長	<p>それでは、そのような形でお願いいたします。</p> <p>続いて二点目、第3条について2つ論点があったと思います。双方が市内に居住していなければならないのかという点と、3か月以内に転入を予定しているというように区切った点について、何かご意見があればお願いいたします。</p>
工藤委員	<p>確認の意味も込めて聞きたいのですが、この制度は江別市の制度ですから、基本的には江別市の住民が基本になると思います。そのうえで、3か月以内に転入を予定している人も対象とするということですが、ひとつ確認したいのは、3か月以内に江別市に転入したかどうか、市で確認するということですか。</p>
大橋参事	<p>特に住民基本台帳と連動するという予定はまだないのですが、転入した時に住民票を提出してもらおうということで、今のところは想定しています。</p>
工藤委員	<p>3か月以内に転入された場合は、住民票を提出してもらおうということですね。</p> <p>それと関連して、様式第1号の宣誓書について、住所も書くようになっていますが、江別市長宛てに宣誓書を提出するということですね。この宣誓書を提出する時には、3か月以内に転入予定の方、まだ江別市の市民ではない方も宣誓書を書けると、そういうことになりますよね。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>はい、そうです。様式1号の裏面にチェックリストがありますが、その中で転入予定日を書いてもらうことにしています。また、一番下に転入が完了したら住民票の写し等を提出していただくことを記載しています。</p>
工藤委員	<p>最終的に転入したかどうかの確認はされるわけですか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>もし転入予定日に提出がない場合は、確認していきたいと考えています。</p>
工藤委員	<p>確認するということですね。分かりました。江別市の市民になっていない方が、江別市長に対して宣誓書を提出するというのが、ちょっと違和感というか、どうなのかという感じがしました。</p> <p>また、市が受領証を交付する時には、宣誓者の名前だけの記載になりますよね。ですから、この時点ではまだ江別市の市民になっていない人にも受領証を交付するのかどうかとか、そのへんを色々考えたものですから、そういった確認は市のほうでしっかりとされるのかということを聞いてみました。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。他にどうでしょうか。一方だけでもいいのではないかと いうご意見もあるかと思えますし、あるいは3か月はちょっと短いんじゃないかとい うご意見も出ましたけれども。</p>

尾形副会長	<p>これから申し上げる話は民法上の婚姻についての話で、このパートナーシップというのは、市内でできるだけ利益を享受してもらいたいという目的で作るということを行行政のほうから説明があったのでお話をしたいと思うのですが、実際の民法上の婚姻というのは、別居することが禁じられているわけではないですよ。もちろん協力して云々ということはありませんが。</p> <p>江別市に双方が住んでいなければ確認しづらいというのは、確かにその通りだと思ったんですが、結果として、それを守ると参照基準としての一般の結婚より厳しいということになってしまう。</p> <p>行政上の煩わしさというのは分かるので、何とも言い難いとは思いつつも、一般の結婚よりも厳しくていいのかというところが少し気になりました。ここはこうしてほしいとまで言えるかどうか自信はないんですけど、皆さんいかがでしょうかということをお聞きしたいです。</p>
浦嶋委員	<p>先ほど、一方か双方必ずいなければならないという意見でしたけど、皆さんのご意見の中で、一方だけでもという意見もありましたので、今のお話を聞くうえでは、許されるならば、できるだけ広い範囲でそうしてあげるのが一番いいのではないかと考えます。</p> <p>最初は双方にまず来てもらって、条件を聞いて、宣誓すればいいんじゃないですか。双方が結婚するということになるわけですから。その宣誓をしたうえで、一方が市外へ行くとなっても、それは事情だから仕方ないのではないかと思います。</p>
小内会長	<p>それほど多くのサービスを受けられるわけではないし、市営住宅であれば必然的に住民票を移さなければなりません。サービスによっては二人とも市内に住民票があることが望ましいというように、サービスが増えていけば、そんな形もあり得ますよね。</p> <p>パートナーシップの方は、もし夫婦であれば受けられるサービスを百数十くらいを失っていると聞いたことがあります。夫婦であれば受けられるサービスのほとんどが保障されていない状況なので、少しのサービスを広く利用させていただいて、それが普及していけば、それはそれでいいと思いますし、どうしても市内に住民票がなければならないサービスについては、逆に注釈を付けるという形も可能だとは思いますが。</p>
浦嶋委員	<p>今日ここで結論を出さなければならないというわけではないですよ。検討していただくということも可能なんです。そうであれば、検討していただいて、次の時にご回答いただければと思います。</p>
小内会長	<p>そういった意見が出ましたが、ぜひこの場で、この点に関して意見を述べておきたいという方がいらっしゃれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
大西委員	<p>質問ですが、不正受給を防ぐための3か月とか先ほど色々言ってましたけど、その具体的なイメージが私にはなかなか湧かないんです。考えられる不正受給とか、それによって被るものが何なのかが分からないので、もしあれば教えてほしいです。</p>

	<p>また、私が先ほど住所のことにこだわったのは、今、実際に困っているとか、生きにくさを感じている人を、少しでもこういった制度の中で支援できるのであれば、そこを広げてあげたいという時に、先ほどの規定もそうだけでも、あまりキツキツにやってしまうと二の足を踏んでしまう人も出てくるのではないかと思ったんですよね。すごく単純なんです。</p> <p>多くの必要な人たちに利用してほしいと考えた時に、先ほど、そういう方法もあるのかと思ったのは、住所もそれによって、具体的なサービスの部分で、だめなものだめとするよりは、私はできる人を増やしたほうが良いと考えているので、どちらかの住所があったら何とかならないかと思います。</p>
小内会長	<p>他に、何か補足で発言されたい方はいらっしゃいますか。</p>
五十嵐委員	<p>昨日も、東京都で初めて都道府県単位でのパートナーシップの検討がされているということで発表があったのですが、おそらく数年以内には道でもパートナーシップ制度ができるのではないかと思いますし、他の自治体でもどんどん増えていくと思います。</p> <p>今は、道内では札幌市と江別市しかないですが、今後、どんどん色々な市が増えていって、道として一つのパートナーシップ制度ができた時に、市町村で宣誓書を受領した方々の扱いがどうなるかというのはまだ分からないことですが、今後、都道府県単位で始まるまでの通過点として、今回、江別市で始めるということなので、両方が住民票を置いていなければならないとか、ガチガチに固めなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>今後、都道府県でパートナーシップ制度ができるまでとか、同性婚が国で確立されるまでの通過点として、夫婦ほどではないにしろ、まずは享受できる最低限の権利をできるかぎり認めてあげようというくらいの気持ちで、制度を見直していけばいいのではないかと思います。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>委員の皆さんの意見を伺って、私もなるほどと思うところもありますので、皆様のご意見を参考にして、一方が市内に住所を有していればというところで検討していきたいとは考えております。</p> <p>また、大西委員からご発言のあった不正の防止に関して、具体的な不正については我々もイメージできていないところもあります。たとえば携帯電話の家族割引などパートナーシップの恩恵を受けられるものはありますが、宣誓したからといって何か変わるかといえば、法的に効力もないので、それほど大きなことはないのではないかと考えています。</p>
事務局 (田中主査)	<p>先ほど、3か月以内としているのは不正な取得を防ぐためという説明をしたことについて、不正というのは、転居すると言いつつまで経っても転居しないとか、江別に住む予定だと嘘をついて取得するとか、そういった不正のことです。</p> <p>そのような方に対して受領証を交付して市が証明してしまうと、証明する者として</p>

	<p>の責任が取れなくなってしまう。一定の制限を設けないと、市としては無責任だと言われかねない。そういったことで制限を設けたのですが、どちらか一方ということであれば、その制限もいらないのかもしれないと思います。</p>
小内会長	<p>ここで出された意見を参考にして、検討していただけるということによろしいですか。</p>
事務局 (金子部長)	<p>検討ということではなく、この場でほぼ結論が出ているので、どちらか一方ということで文章を作らせていただきたいと思います。</p> <p>先ほどから何度も話が出ていますが、これで特定の人に何かのサービスを与えるというものではなく、世の中の困っている人たちが少しでも生きやすくするためのものですから、江別市に住んでいる人と市外に住んでいる人がパートナーであるというのは全く違和感があるものではないので、その方向で文章を作らせていただきたいと思います。</p>
小内会長	<p>それでは、そのような方向でお願いできればと思います。それと、ファミリーシップの問題については先ほど答えていただきましたが、次回さらに説明していただくということによろしいでしょうか。</p>
事務局 (金子部長)	<p>ファミリーシップという言葉を使うかどうかはもう少し議論が必要だとは思いますが、久保委員が仰るように、子どもをどうするかというのは大きな問題としてあると思います。子どものいる方とパートナーになるということもよくあるので、それについても、この要綱で子どもは対象外だとはならないような作りになるよう、少し考えさせていただきたい。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。それでは、そのような形で、この問題についても検討していただくということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>了</p>
小内会長	<p>これで先ほど出た論点はほぼ話し合われたと思いますが、何か不足のことなどあればお願いします。</p>
久保委員	<p>要綱ではないのですが、今話し合っていることはここだけで終わるわけではなく、世の中の事業をされている方とか、色々な方が関わらないと進んでいけないと思うんです。</p> <p>特に要綱で何か規定しろとは言いませんが、江別市の心意気というか、男女共同参画の資料を色々を見せていただいて、やはり企業がまず一生懸命賛同しなければ、そして実のあることを事業者としてきちんと行わなければ全く意味がない。それは、これについても同じことだと思うんです。</p>

	<p>今まで男女共同参画からこの流れで来ている中で、実際に市として働きかけというか、そういったことがどのように行われているのかというのは少し疑問が生じたんです。よく分かっていないんですが、何かあれば教えていただきたい。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>男女共同参画も含めてということでよろしいでしょうか。</p>
久保委員	<p>はい。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>市としましては、企業等には商工会議所を通してパンフレット等を配っています。また、3年前には企業を対象とした男女共同参画に関するアンケートを行っています。パートナーシップ制度に関しても、LGBT等性的少数者の理解を深めていただくために、今後もパンフレットやパートナーシップ制度の周知について、商工会議所を通じて、または直接企業に出向くなどして啓発をしていきたいと考えています。</p>
久保委員	<p>以前、資料としてアンケートの結果をいただいて、それも自分では未消化のまま終わったところがあって、企業として、事業者として、「やります」ということと、「やりました」ということでは違うんじゃないかという気がしています。「やります」とか「賛成」とか言いながら、現実には本当にやり抜いていたのかというところが、あれではなかなか見えなかった。</p> <p>それならば、この問題についても、きっと江別市は色々と企画すると思いますが、やはり最終的にどのように変わったのかを知りたいという気持ちがある。私の捉え方が間違っていたら申し訳ありませんが、私の意見としてはそういうことです。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>企業に関しては、江別市の事業所は中小企業が多いので、女性に対する制度を整えていくのが難しいところもあると聞いています。ただ、それではいけないとは思いますが、経済部や他の部署とも連携しながら、事業者に対して講習会、講演会等を行うなど、これからも啓発は必要だと考えていますし、どのようになっているかという実態調査も考えていきたいと思っています。</p>
五十嵐委員	<p>久保委員の意見に関連するかどうか分かりませんが、今までLGBT等についても色々と調査や啓発活動をパンフレット等でされてきたということですが、たとえば市としてセミナーを行うといった時に、おそらく当事者団体の道内でよく活動されている方をお招きして、そういう方々の講演を聞くというのは、市民の方もそれなりに機会はあるかと思いますが、当事者団体で表立って活動されている方というのは、世に声を発せられる人、主張の強い方が割と多いと見受けられます。</p> <p>私たちが数年前からLGBT等に関して支援活動をしています。たとえば江別市で私たちが2か月に1回、SOGI情報交換会というものを行っていて、行政のほうにも何度かお知らせしているのでご存知かとは思いますが、学生さんや、トランスジェンダーのお子さんを持つ親御さんが親子で来てくださったり、普段は会社でお勤め</p>

	<p>されているけれども女性の格好をするのが好きな男性とか、本当に様々な方が来てくださって、そういう団体にも所属していなくて、普通に市内で生活しているけれども、なかなか相談する所がないとか、当事者団体にもなかなか参加できないとか、そういった方が来てくださるんです。</p> <p>そういう表立って声を出せない市民の方は結構いらっしゃるの、そういう方々の声を、たとえば行政の方が来て聞いていただくだけでも、こういう制度を作るうえでも参考になるのかなと思うので、今後の活動として検討いただければと思います。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>LGBT等性的少数者の方を対象にした意見交換会の活動については、私どもも存じ上げております。行政の立場というか、私たちもそういった方々の声をきちんと聴かなければならないと思っています。機会がありましたら行かせていただきたいと考えています。</p>
小内会長	<p>その他に何かご意見などございますか。</p> <p>(なし)</p>
小内会長	<p>ないようでしたら、事務局から、要綱案についての今後の流れをお聞かせ願いたいと思います。</p>
事務局 (田中主査)	<p>今後の流れについてご説明します。まず、今回の会議でいただいたご意見を踏まえ、事務局のほうで要綱案を修正し、今月中旬頃を目途に委員の皆さんへ書面でお送りし、ご意見を伺いたいと考えています。</p> <p>その後、お寄せいただいたご意見等を踏まえて再度修正を行い、最終的な原案として次回の審議会でお示しします。</p> <p>そこで了承を得られましたら要綱案の確定となりますが、もしもそこでまとまらない場合は、ご意見等を踏まえてさらに修正を行い、小内会長と協議のうえ確定したいと考えております。</p>
小内会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、今後の流れについてご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(なし)</p>
小内会長	<p>それでは、そのような方向で進めさせていただきます。</p> <p>続いて議事の(2)性の多様性に関する職員ガイドラインについて、事務局より説明願います。</p>
事務局 (田中主査)	<p>性の多様性に関する職員ガイドラインについて説明します。資料2をご覧ください。こちらは、市の職員に向けたガイドラインとして、性の多様性に関する基本的な知</p>

	<p>識や考え方、市民への対応や職場での対応における留意点などについて記載しています。</p> <p>なお、今回お示ししているのは確定版ではなく、現在も他の部署と調整を行っている部分もあり、まだ検討中の段階です。</p> <p>今後、パートナーシップ制度の導入に合わせて市の職員に周知するとともに、市の取り組みを紹介する一環として、ホームページ上での公開も考えています。</p> <p>つきましては、本審議会でのご意見を今後の検討の参考としたいと考えておりますので、好ましくない表現や認識のずれなど、お気づきの点がありましたら、ご指摘くださいますようお願いいたします。以上です。</p>
小内会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、職員のガイドラインということで、冊子の中身についてご意見などございますでしょうか。</p>
久保委員	<p>質問です。江別市職員の方も、もしかすると今回のパートナーシップ制度またはファミリーシップ制度を受ける方がいるかもしれません。たとえば先ほど僕も言っていたファミリーシップでも、お子さんをどうするのかといった時に、もう一方のパートナーがその子のために休みを取ったり、そういったことが権利として認められるか、そういうことは江別市では実施されているのでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>職員の休暇につきましては職員課に確認していますが、まだそういった段階にはなく、江別市の職員の休暇は、給与もそうですが、国の基準に準じており、国でパートナーシップ等を認めない限りは、市として休暇の制度を変えることはできないということです。</p> <p>ただし、有給休暇は問題なく取れます。有給休暇は特に理由がなくても連続して何日も取れるようなものとなっていますので、パートナーのお子さんの体調が悪いとか、親御さんの介護が必要という場合には、有給休暇を取得して休むことはできることになっています。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。他に何かございますか。</p>
浦嶋委員	<p>この中身を読ませていただいて、よくこんなに作ってくれたと感謝しています。そして、職員の方々がこんなに神経を使って当事者の方々に対応しなければならない。言葉遣いにしても、これほど気を付けて対応しなければならないのかと感じて、本当によろしくお願ひしたいという気持ちです。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。ホームページにアップされるということは、普及活動としても非常に良いことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p>

小内会長	<p>次回までに気付いた点があればということで間に合うと思いますので、もう一度読んでいただければと思います。</p> <p>それでは、次第3のその他について、何かありますでしょうか。</p>
早瀬委員	<p>人権相談等で、小学校高学年くらいから性自認の問題や、色々な多様性、自分はどうなんだろうということで悩んでいるお子さんの声を聞くことがあります。そういう子どもたちが安心して成長していけるように、小学校のうちから、みんな違っていい、多様性はお互いに認め合って支え合おう、そういった人権教室も行っています。</p> <p>市でも、子どもたちが理解しやすいように、冊子のようなものを作っていて、子どもたちが「違ってもいいんだ」という安心感、そして周りの人たちはそれを認めてあげようという気持ちになれるようなものを作っていたら嬉しいと思います。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>小学校のうちからそういったお子さんもいらっしゃると思います。それがいじめ等に繋がらないように、子どもにも分かるような啓発の冊子等が必要だとは考えていますので、検討させていただきたいと思います。</p>
小内会長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p> <p>(なし)</p>
小内課長	<p>事務局から何かございますか。</p>
事務局 (田中主査)	<p>事務局からお知らせがございます。来月1月22日の土曜日に、男女共同参画セミナーを開催いたします。</p> <p>今年度は、パートナーシップ制度の導入に合わせて、性的少数者の当事者やその家族を支援しているSOGI-Mami'sという団体から、代表の高橋愛紀さんと、元滝川市議会議員の館内孝夫さんを講師に迎え、SOGIやLGBT等について知識を深め、性の多様性について考えることをテーマとした講演とワークショップを行います。</p> <p>チラシなどは現在制作中ですが、詳細が決まりましたら、市のホームページや公式SNS、広報えべつ等で周知いたします。年明けのお忙しい時期とは存じますが、ご都合がよろしければ、是非ご参加くださいますよう、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
小内会長	<p>それでは、第3回男女共同参画審議会を閉会いたします。活発にご意見をいただき、ありがとうございました。大変お疲れ様でした。</p>